

さいたま市 物価高騰対応重点支援給付金のご案内

DV等避難中^{※1}でも受給できる場合があります

- **DV等の避難中で、さいたま市に住民票を移すことができない方も、給付金を受給できる場合があります。**
- **住民票上の世帯の方が既に給付金を受け取っている場合でも、給付金を受給できる場合があります。**
- 給付手続きや給付要件の詳細は裏面をご確認ください。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、
1世帯当たり7万円（②は10万円）を給付します。

- ① 世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税の世帯
- ② 世帯全員の令和5年度分の住民税が均等割のみ課税の世帯
- ③ 令和5年7月から12月までに予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当^{※2}となった世帯（家計急変世帯）

※2 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの収入見込額（令和5年7月から12月までの任意の1か月の収入×12）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

申請先

〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市役所 福祉総務課
総務係給付金担当

申請期限

令和6年5月10日（金）
（消印有効）

お問合せ〈裏面Q&Aあり〉

さいたま市役所 福祉総務課 総務係給付金担当

【（土・日曜日、祝・休日除く） 8時30分～17時15分】

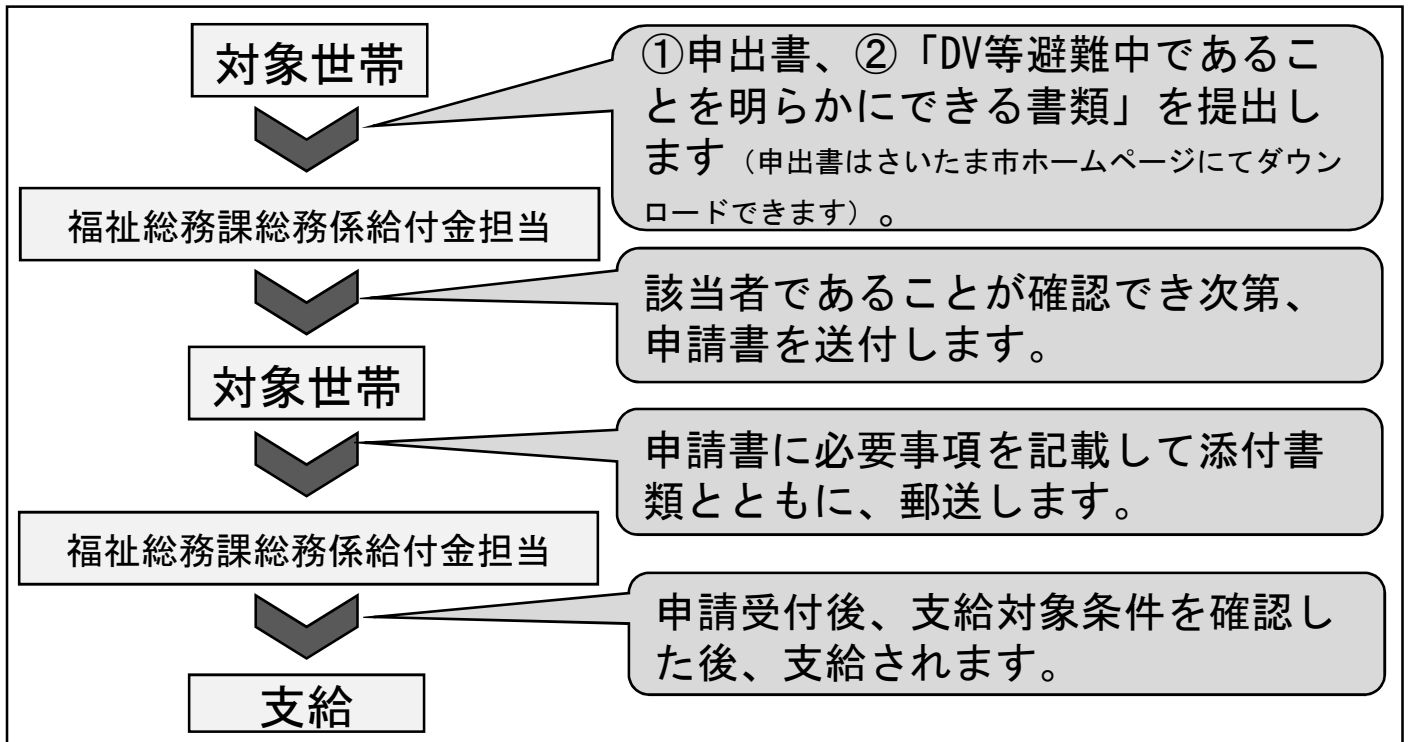
電話 048-829-1544 FAX 048-829-1961

支給手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、お手続きください。

Q さいたま市で受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 手続きの流れは以下のとおりとなります。



Q 「DV等避難中であることを明らかにできる書類」とは具体的にどのような書類ですか？

A 「DV等避難中であることを明らかにできる書類」の例は以下のとおりです。

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）を受けていることが分かる書類

※ 手元に書類がない場合にはDV等相談機関（さいたま市DV相談センター等）にて重点支援給付金用DV等被害申出受理確認書を記入してもらってください（さいたま市のホームページにてダウンロードできます）。

Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合でも受給できますか？

A 配偶者等の扶養に入っている場合でも、現在の世帯全員が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q さいたま市に住民票がありませんが、非課税世帯であることをどのように証明すればよいですか。

A 個別に相談してください。